



玉川上水旧水路緑道 樹木の対応について

2026.1.23 更新
2024.5.9 発行



緑道の樹木について、下表のとおり対応を決定しましたのでお知らせします。

■ 診断結果に基づく樹木の対応（令和7年11月時点）

対応/判定	A	B 1	B 2	C	計
更新する樹木	植替え	1 ※3	1 ※3	4 ※4	0 6
	萌芽更新	0	0	0	0
存続させる樹木	要注意 ※1 ※2	0	0	8	12 20
	残置 ※2	0	17	91	0 108
計	1	18	103	12	134

A 健全か健全に近い B1 注意すべき被害が見られる B2 著しい被害が見られる C 不健全

（街路樹診断等マニュアル（東京都建設局）より引用）

※1 「要注意」とは、倒木の危険性を回避するため、樹冠の縮小や枝の間引きなどを行う。

また、必要に応じて追加の診断を行うことも検討する。

※2 「要注意」「残置」の樹木は、それぞれの状況に応じて、以下に示す必要な処置を行う。

※3 A、B1の「植替え」は、重点対策外来種であるため植替えを行う。

※4 B2の「植替え」は、重点対策外来種のほか、倒木等の緊急性があると判断されたため植替えを行う。

※5 本表は、令和6年4月に公表した樹木の診断結果のうち、令和7年11月までのフォローアップ診断の結果を反映した数量を示している（除伐済および除伐予定の樹木を除く）。

対応	方法	
更新する樹木	植替え	樹木の植替えを行い更新する。
	萌芽(ほうが)更新	萌芽更新が期待できる樹木について、幹を伐採し、切り株からひこばえを育成することで、更新する。
存続させる樹木	要注意	倒木の危険性を回避するため、樹冠の縮小や枝の間引きなどを行う。また、必要に応じて追加の診断を行うことも検討する。
	剪定	落枝の危険性がある枯枝や折れ枝などの剪定を行う。
	樹体保護	根元の揺らぎや不自然な傾斜などによる樹体の倒木を阻止するため、木製支柱などを設置する。また、成長した樹木の支柱は、幹が支柱を巻き込むなど阻害となる可能性があるため撤去する。
	植栽基盤の改善	土壤改良、施肥、踏圧防止などの植栽基盤を改善する。
	根上がり対策	地中に根を伸ばせる環境づくりや、防根シートや縁石などにより根の伸長範囲を誘導する。
	病虫害防除	発生している病虫害の種類や程度に応じて、被害枝の剪定や樹幹注入などを行う。

区ウェブサイト

これまでの経緯や診断結果などの情報は下記QRからご確認ください▼



【お問い合わせ】
公園課 公園維持係（樹木に関して）
電話：03-3463-2876
FAX：03-5458-4946

緑道・道路構造物課（緑道再整備に関して）
電話：03-3463-2979
FAX：03-5458-4946